



発行 東京都

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…一
- 保安林の指定……………(産業労働局農林水産部森林課)…二
- 保安林の指定施設要件の変更予定……………(同)…三

公告

- 市街地再開発組合の理事長の変更……………(都市整備局市街地整備部再開発課)…三
- ……………(都市整備局市街地整備部再開発課)…三
- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…三
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…三
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二一
件)……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…三

告示

●東京都告示第七百五十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法

第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年五月二十五日

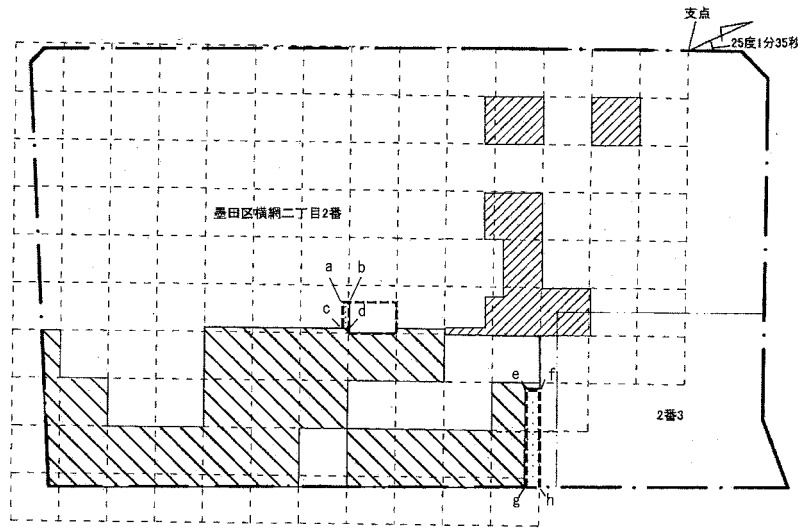
東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(墨田区横網二丁目地内)

- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 敷地境界
- 筆境界
- 今回調査対象範囲
- 単位区画
- ▨ 形質変更時要届出区域 (平成30年東京都告示第343号により指定した区域)
- ▨ 形質変更時要届出区域 (平成30年東京都告示第1577号により指定した区域)
- ▨ 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)

指定する区域の座標

点名	X座標	Y座標
a	-33326.712	-3522.069
b	-33326.180	-3521.820
c	-33329.286	-3516.371
d	-33328.805	-3516.153
e	-33300.691	-3489.590
f	-33297.683	-3488.260
g	-33309.254	-3470.641
h	-33306.495	-3469.386

【支点】
 支点の位置は X=-33240.476、Y=-3539.876 とする。
 ※本座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度(25度1分35秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百五十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和二年五月二十五日
 東京都知事 小 池 百合子

一 保安林の所在場所

あきる野市養沢字上養沢七八三番及び七八八番

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及びあきる野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第七百五十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるので告示する。

令和二年五月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西多摩郡檜原村字三都郷七七二八番

二 保安林として指定された目的
干害の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び檜原村役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

市街地再開発組合の理事長の変更について

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八条第一項の規定により八重洲二丁目北地区市街地再開発組合から次に掲げる者に理事長を変更した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和二年五月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 氏名

住友生命保険相互会社 執行役常務 百合 達哉
二 住所
大阪府大阪市中央区城見一丁目四番三十五号

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
令和二年五月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
許可を受けた者の住所及び氏名

武蔵村山市伊奈平四丁目四十番地の六
株式会社成ハウジング
代表取締役 吉田 史弘

国分寺市新町三丁目八番四及立川市幸町二丁目四十三番地七
株式会社オメガ
代表取締役 小林 昌

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。
なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう

とする者は、意見の内容を記載した書面に(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和二年五月二十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。
令和二年五月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名
クイーンズ伊勢丹杉並桃井店

二 店舗所在地
杉並区桃井三丁目五番一号

三 設置者名
三井住友信託銀行株式会社

四 設置者住所
千代田区丸の内一丁目四番一号

五 変更を行った小売業者の氏名又は名称
株式会社エムアイフッドスタイル

六 変更前の小売業者の代表者名
遠藤 久

七 変更後の小売業者の代表者名
雨宮 隆一

八 変更日
令和二年四月一日

九 届出日
令和二年四月二十日

十 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十一 縦覧期間
令和二年五月二十五日から同年九月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十二 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 オークー西葛西店

二 店舗所在地 江戸川区西葛西六丁目一番十号

三 設置者名 エムエル・エステート株式会社

四 設置者住所 港区虎ノ門一丁目二番六号

五 変更前の設置者の代表者名 芳野 秀俊

六 変更後の設置者の代表者名 石山 博英

七 変更日 令和二年四月一日

八 届出日 令和二年五月七日

九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十 縦覧期間 令和二年五月二十五日から同年九月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう

とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和二年五月二十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和二年五月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 アトレ大森

二 店舗所在地 大田区大森北一丁目六番十六号

三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか一名

四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号ほか

五 変更前の開店時刻 午前十時

六 変更後の開店時刻 午前七時ほか

七 変更前の閉店時刻 午後十一時ほか

八 変更後の閉店時刻 午前零時ほか

九 変更前の来客が駐車場を利用することができるとき 午前九時三十分から午後十一時三十分まで

十 変更後の来客が駐車場を利用することができるとき 午前六時三十分から翌午前零時三十分まで

十一 変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前五時から午後九時まで

十二 変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前一時から午後十時まで

十三 変更日 令和二年六月一日

十四 届出日 令和二年四月二十八日

十五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十六 縦覧期間 令和二年五月二十五日から同年九月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行

東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三三二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

